

徳島県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 二 退任役員

理事	役員名	氏名	住所
		表原立磨	阿南市富岡町あ石二七四